石川県知事

馳 浩 殿

法人の名称 一般社団法人石川県自動車整備 振興会

代表者の氏名 岡田 喜一

## 公益目的支出計画実施報告書等の提出について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定 等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第127条第3項の規定により、別紙のとおり令和 5 年度( 令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで) の公益目的支出計画実施報告書等を提出いたします。

# 【別紙1:法人の基本情報】

法人コード	A017612
-------	---------

# 1. 基本情報

	フリガナ	イッパンシャダンホウジンイシカワケンジドウシャセイビシンコウカイ							
	法人の名称	一般社団法人石川県自動車整備振興会							
主た	主たる事務所の住所及び連絡先								
	け記	郵便番号	都道府県名	市区	町村丁都	<b>香地等</b>			補足住所
	住所	920-8213	石川県	金沢	市直江東	1丁目2	2番地		
	代表電話番号	076-239-400	)1		内線			FAX番号	076-239-4004
	代表電子メールアドレス	ijss@ijss.or.jp							
	ホームページの有無	有							
	ホームページアドレス	https://www	.jssnet.ne.jp/						
代表	者の氏名	岡田 喜一							
事業	年度	4 月	4月 1日~ 3月 31日						
事業の概要									の適正かつ健全な運営を確 意保全に寄与する事業。

## 【別紙2:公益目的支出計画実施報告書】

## 2. 公益目的支出計画実施報告書

【 令和 5 年度( 令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで)の概要】

_		
1. 2	\$益目的財産額	449,951,531 円
2. 当	á該事業年度の公益目的収支差額(①+②一③)	285,422,856 円
	①前事業年度末日の公益目的収支差額	260,233,885 円
	②当該事業年度の公益目的支出の額	50,060,397 円
	③当該事業年度の実施事業収入の額	24,871,426 円
3. ≝	- 台該事業年度末日の公益目的財産残額	164,528,675 円

4. 2の欄に記載した額が計画に記載した見込み額と異なる場合、その概要及び理由注

収入では、二種自動車整備士養成事業が前年度254名から211名に減、これに伴い認定訓練補助金も減額となり、定期研修事業についても3,868名から3,782名に減少したが研修資料代の値上げにより増収となり、実施事業全体としては収入減となった。 一方、支出では研修用に新たに導入したスキャンツールの減価償却費や教材購入費、研修資料の購入費用増や人件費の増額もあり、実施事業全体としては支出増となった。

結果、当年度の公益目的収支差額は前年度より増加し、公益目的支出計画全体の実施にあたっては当初計画を充分上回っており順調に推移している。

## 【公益目的支出計画の状況】

公益目的支出計画の	①. 計画上の完了見込み	令和21年3月31日
完了予定事業年度の末日	②. ①より早まる見込みの場合	令和16年3月31日

	前事美	<b></b>	当該事	翌事業年度	
	計画	実績	計画	実績	計画
公益目的財産額	449,951,531 円				
公益目的収支差額	177,550,000 円	260,233,885 円	195,305,000 円	285,422,856 円	213,060,000 円
公益目的支出の額	38,722,000 円	47,926,208 円	38,722,000 円	50,060,397 円	38,722,000 円
実施事業収入の額	20,967,000 円	27,235,071 円	20,967,000 円	24,871,426 円	20,967,000 円
公益目的財産残額	272,401,531 円	189,717,646 円	254,646,531 円	164,528,675 円	236,891,531 円

<sup>※</sup>前事業年度及び当該事業年度の計画及び実績の額、翌事業年度の計画の額を記載してください。

注:詳細は、別紙様式に個別の実施事業等ごとに記載してください。

## (4)[公益目的支出計画実施報告書]

## 【実施事業等会計で「共通」に区分された収益・費用について】

損益計算書の「実施事業等会計」において「共通」の会計区分を設けている場合、その収益・費用について記載してください。「共通」の会計区分を設けていない場合は、本表の作成は不要です。

## 【実施事業収入の額の算定について】

①「損益計算書の収益の額」に対応した②「実施事業収入の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	①損益計算書 の収益の額	②実施事業 収入の額	②の額の算定に当たっての考え方 注
	円	円	
	円	円	
計	0 円	0 円	

注1:実施事業収入の額の算定の記載事項について、必要な説明書類を添付してください。

# 【公益目的支出の額の算定について】

①「損益計算書の費用の額」に対応した②「公益目的支出の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	①損益計算書 の費用の額	②公益目的 支出の額	②の額の算定に当たっての考え方 注2
	円	円	
	円	円	
計	0 円	0 円	

注2:①と②が同額である場合には、「科目」欄を「その他」として、まとめた額を①及び②欄に記載してもかまいません。

# 別表A[公益目的支出計画実施報告書]

# 【公益目的支出計画実施期間中の収支の見込みについて】

(1) その他の主要な事業について

変更の内容及び公益目的支出計画の実施に対する影響等注1
特に記載すべき内容はありません。
注1: その他の主要な事業として、「公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み」に記載した事業のうち、その事業の内容や実施方法に変更があった場合に、事業番号、変更の内容、その理由及び公益目的支出計画の実施に対する影響を記載してください。また、新たにその他の主要な事業を開始した場合は、その旨、当該事業の概要及び公益目的支出計画の実施に対する影響を記載してください。なお特に記載すべき内容がない場合はその旨記入してください。
(2) 資産の取得や処分、借入について 
実施内容(計画の変更内容)及び公益目的支出計画の実施に対する影響等 <sup>注2</sup>
特に記載すべき内容はありません。
注2: 「公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み」の備考欄に記載した多額の借入や施設の更新、高額財産の取得・処分等の活動を実施した場合は、公益目的支出計画に与えた影響を記載してください。また、「公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み」の備考欄に記載したもののうち、計画内容に変更があった場合に、変更の内容、その理由及び公益目的支出計画に対する影響を記載してください。また、「公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み」の備考欄に記載したもの以外で、法人全体の財務に大きな影響を与える活動を新たに予定する場合は、その内容、理由及び公益目的支出計画に対する影響を記載してください。なお特に記載すべき内容がない場合はその旨記載してください。

# 別表B[公益目的支出計画実施報告書]

## 【引当金等の明細】

## (1) 実施事業に係る引当金

番号	引当金の名称	期首残高	当期増加額	目的	当期源	<b>域少額</b>	事業		期末残高
留与	ガヨ並の石が	州日戊同	<b>当</b> 别培加俄	נח 🗅	目的使用	その他	区分	番号	别不没同
1	退職給付引当金	28,221,027 円		当会給与規程に定める退職金の規定に定める退職金の規定に定めるでき第出した毎見取れける見込額の内、中小企業給付見込額を差し引いた額について計上している。	0 円	0 円			31,200,279 円
2	役員退職慰労引当金	3,431,250 円	1,128,750 円	当会給与規程に定める退職金の規定の範囲内で計上している。	0 円	0 円			4,560,000 円
		Ħ	Ħ		Н	Ħ			0円

## (2)(1)以外の引当金のうち、算定日において計上していたもの

番号	引当金の名称	期首残高	如关硅岩	期首残高 当期増加額	目的	当期》	期末残高
留与	ガヨ並の石が	州日次同	<b>当</b> 别培加俄	נחם	目的使用	その他	别不没同
		Ħ	Ħ		Ħ	Ħ	0 円
		円	Ħ		Ħ	Ħ	0 円

# (3)「その他支出又は保全が義務付けられているもの」としたもの<sup>注</sup>

W -	U + 0 2 T	110 At - 175 AT		当期》	₩1.±.			
番号	財産の名称	朔目の1回領   当期増加額		期首の価額   当期増加額   目的		目的使用	その他	期末の価額
		Н	円		Ħ	円	0 円	
		円	円		Ħ	円	0 円	

注:算定日において、退職給付会計導入に伴う変更時差異の未処理額を公益目的財産額から控除した場合については、当該未処理額は記載不要です。なお特に記載すべき内容がない場合は空欄のままにしてください。

### (2)[公益目的支出計画実施報告書]

### 【実施事業(継続事業)の状況等】

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号		事業の内容
継	1	二種自動車整備士養成事業及び研修事業

### (1) 計画記載事項

#### 事業の概要

#### 〈事業実施の趣旨〉

自動車は、国民の生活や経済の発展に不可欠なものであり、十分に定着した移動手段となっている。一方我が国の交通事故の発生件数は依然として厳しい状況にあり大型車の車輪脱落事故や車両火災事故の防止を含む自動車の不具合による事故を減らすことが求められているとともに、環境面においても排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が重要となっている。そのため、自動車の安全を確保し、有害ガスの排出を必要最小限に抑えるなど自動車整備士の職務は、ますます高度で重要なものとなっている。

また、自動車の法令遵守による的確な整備と検査、並びに自動車整備事業には法令遵守により適切に運営が行われ、かつ、新技術への対応が速やかに行われるよう法令、技術両面での定期的研修が必要とされ、義務付けとなっている。

#### 〈事業内容〉

#### (1)二種自動車整備士養成

自動車整備士の資格を取得するには国土交通省が実施する自動車整備士の技能検定を受けなければならず、この技能検定は、学科試験及び実技試験により判定することとされているが二種養成施設の課程を修了した者については実技試験が免除される。二種養成施設とは整備工場等で働いている者を対象とし、国土交通大臣の指定を受けて自動車整備士を養成する各都道府県の自動車整備振興会の自動車整備技術講習所をいう。教育時間は一級課程(二級ガソリン自動車整備士、二級ディーゼル自動車整備士両取得者)は170時間程度で1年を超えない範囲、二級ガソリン自動車整備士、三級ガソリン自動車整備士課程はともに110時間程度で6か月を超えない範囲でそれぞれカリキュラムを設定している。本会では毎年4月~9月、10月~翌年3月まで前期・後期に分け受講希望者を募り実施している

#### (2)研修の開催と運営

運輸局の認証を受けた整備工場には整備した自動車が道路運送車両法の「道路運送車両の保安基準」に適合しているかどうかを判定させるために「整備主任者」(県内約2,600名)の選任が義務付けられており、指定工場(いわゆる民間車検工場)においては、整備主任者の他に自動車の検査を行う「自動車検査員」(県内約1,100名)、及び事業場を統括管理する「事業場管理責任者」(県内約400名)の選任が義務付けられている。「整備主任者」及び「自動車検査員」に対しては運輸支局が実施する定期研修の受講が義務付けられているが、「整備主任者」の「法令研修」及び「技術研修」については当会が実質的に運輸支局に代わって開催している。

また、指定工場関係については運輸支局主催の「自動車検査員研修」の運営に協力しているほか、新たに自動車検査員の資格を取得する機会として運輸支局が実施している「自動車検査員教習」(教習修了諮問合格が必要)の修了率の向上を図るために「検査員予備教習」を実施している。合わせて指定工場の管理を徹底させるための「事業場管理責任者研修」も開催するほか、適宜整備事業者等に必要な研修を行う。

財源:受講料、石川県からの補助金、受研料、繰越金 事業に必要な人員:内部講師2名、外部講師35名

事業に必要な財産:土地、建物(研修室、実習場)、車両、リフト等償却資産

1	当該事業に係る公益目的支出の見込額	38,722,000 円
2	当該事業に係る実施事業収入の見込額	20,967,000 円

### (2) 当該事業年度の実施状況

#### 事業の実施状況について

#### 〈事業内容〉

- (1)二種自動車整備士養成
  - ○3級基礎第172期20名、第173期34名
  - ○3級ガソリン第109期19名、第110期34名
  - 〇2級ガソリン第94期28名
  - 〇自動車車体第30期15名
  - 〇自動車検査員第29次31名
  - 〇自動車検査員第30次30名
  - 以上、計211名に対して教育訓練を実施した。

#### (2)研修の開催と運営

- 〇法令研修
  - ・整備主任者1257名
  - •検査員1232名
  - 以上、県下24回2489名に対して実施した。
  - •事業場管理責任者

県下5回302名に対して実施した。

- 〇技術研修
  - ・整備主任者等784名(会員)、107名(会員外) 以上、県下30回計891名に対して実施した。
- OADAS研修(道路運送車両法改正に伴う技術研修)
  - •整備主任者等95名
  - 以上、県下4回実施した。
- 〇スキャンツール応用研修
- ・県下1回5名に対して実施した。
- 〇スキャンツール応用活用研修
  - 実施しなかった。

※スキャンツール応用・応用活用研修とは:環境対応車をはじめ近年の自動車については搭載されているコンピューターにより故障等の情報を外部診断機(スキャンツール)を用いて把握するなど整備技術に必須となっている。また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会が主導し「コンピューター・システム診断認定店」制度を開始し、認定要件のひとつとなる研修で平成25年度より開始した。

※ADAS研修とは:安全運転支援装置を備える車において、令和2年4月1日の道路運送車両法改正により国の指導のもと、整備主任者・自動車検査員が安全運転支援装置(エーミング作業等)の点検・整備を行う場合には必須の研修となった。

① 当該事業に係る公益目的支出の額	50,060,397 円
② 当該事業に係る実施事業収入の額	24,871,426 円
③ (①-②)の額	25,188,971 円
④ 当該事業に係る損益計算書の費用の額	50,060,397 円
⑤ 当該事業に係る損益計算書の収益の額	24,871,426 円

## ①及び②に記載した額が計画に記載した額と異なる場合、その内容及び理由注1

収入では、二種自動車整備士養成事業が前年度254名から211名に減、これに伴い認定訓練補助金も減額となり、定期研修事業に ついても3,868名から3,782名に減少したが研修資料代の値上げにより増収となり、実施事業全体としては収入減となった。

一方、支出では研修用に新たに導入したスキャンツールの減価償却費や教材購入費、研修資料の購入費用増や人件費の増額もあり、実施事業全体としては支出増となった。

結果、当年度の公益目的収支差額は前年度より増加し、公益目的支出計画全体の実施にあたっては当初計画を充分上回っており順調に推移している。

注1:この事業に係る公益目的支出の額等の変更が、公益目的支出計画全体の実施に影響を与えるか否かについても記載してください。

### (3) 実施事業資産の状況等

番号	号注	資産の名称	時価評価資産の 算定日の時価	移行後に 取得した場合の 取得価額	前事業年度末日 の帳簿価額	当該事業年度 末日の帳簿価額	使用の状況
		土地(石川県自動車 会館敷地)金沢市直 江東1丁目2番地	Ħ	29,067,298 円	29,067,298 円		実施計画どおり当該事業で使 用(総敷地3547.9㎡の専有面積 470.38㎡、占有率13.3%)
		建物·建物付属設備·(石川県自動車会館)金沢市直江東1丁目2番地	Ħ	269,152,222 円	222,121,620 円		令和6年3月31日現在の簿価 実施計画どおり当該事業で使 用(総床面積2500.60㎡の専有 床面積918.45㎡、占有率 36.7%)

注2:算定日に有していた資産については、移行認可申請書(別表A公益目的財産額の算定)に記載した資産の番号(イ1、ロ2・・a1・など)を記載してください。

## 【実施事業収入の額の算定について】

①「損益計算書の収益の額」に対応した②「実施事業収入の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	①損益計算書 の収益の額	②実施事業 収入の額	②の額の算定に当たっての考え方 注3
認定訓練受講料収益 ・その他受講料収益	8,866,605 円	8,866,605 円	受講料の算定は 3級基礎@24,200×45名=1,089,000円
受研料収益	12,587,400 円	12,587,400 円	法令研修 整備主任者@1,200×395名=474,000円(テキスト持参)
受取認定訓練補助 金	3,389,421 円	3,389,421 円	補助対象者 3級基礎128名(延べ)601,728円 3級がソリン180名(延べ)846,180円 2級がソリン133名(延べ)625,233円 検査員189名(延べ)888,489円 車体91名(延べ)427,791円
雑収益	28,000 円	28,000 円	北陸信越運輸局 検査員教習謝金
計	24,871,426 円	24,871,426 円	

注3: 実施事業収入の額の算定の記載事項について、必要な説明書類を添付してください。

## 【公益目的支出の額の算定について】

①「損益計算書の費用の額」に対応した②「公益目的支出の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	①損益計算書 の費用の額	②公益目的 支出の額	②の額の算定に当たっての考え方 注4
その他	50,060,397 円	50,060,397 円	異なる科目がないため①と②は同額
	円	円	
計	50,060,397 円	50,060,397 円	

注4:①と②が同額である場合には、「科目」欄を「その他」として、まとめた額を①及び②欄に記載してもかまいません。